平成２３年（フ）第３１号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―312号
債務者　福井　繁信
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県小野市小田町1043番地の13
債務者　神田　一三
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１８５６号
広島市安佐北区可部東２丁目31番20号
債務者　川中　圭子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
香川県坂出市林田町3368番地１
債務者　入谷　和代
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８７４号
高知市針木東町24番４号
債務者　横田はるみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８９号
高知市神田953番地１　Ｇｅｒｍａｎアイリス西川303
債務者　藤原　純子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１７８号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　16棟501号
債務者　籾木　孝一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７９号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　42棟508号
債務者　石田　松代（旧姓籾木）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１３号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目35番９号
債務者　水崎　章子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５２号
福岡市早良区四箇田団地12番302号
債務者　松本愛こと　金　　庚洙
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２３号
福岡市西区石丸１丁目５番８―103号
債務者　平田　智広
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５２号
福岡市博多区千代１丁目１番42―404号
債務者　末吉　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３９号
福岡市博多区住吉４丁目９番10号
債務者　作本　義博
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５０号
福岡県宗像市陵厳寺３丁目９番１号
債務者　日南　知久
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５４号
福岡県筑紫野市紫３丁目７番27号
債務者　かなんぷらんにんぐこと　張本　博文
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６４号
福岡市早良区賀茂１丁目19番30号
債務者　平田由美子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９６号
福岡県筑紫野市大字山家2768番地11
債務者　鶴元　契志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５６号
福岡県糟屋郡宇美町原田４丁目12番４号
債務者　野入　良一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部